△射禮

夫射禮ハ公武ト用ル事久シク毎
年三月十七日大事ニ為ル為ニ御殿ヲ
用ル将軍ノ英用ヲ撰テ之ヲ成
おこなはる事ハ頭的ヲ懸此的ヲ
射テ百発百中持院殿御代ニ公武一
統ニ御所ヲ崇ミ奉リ上御人ハ
ゴトク今ハ武家ニ劣テ所業
之也弓射ハ根本神社ノ作ル所ニ相響
ヒトシク行ハルヽ也

△射禮

夫射禮ハ公武共用ル事久シ毎
年正月十七日大事ニ為ル御願ハ
四條中將中將の英風を慕て之を
おこなはる事頭的を懸此御願ハ
ハ三百余歳持院殿御代ニ公武一
統ニ御願ハ之ハ上御願ハ
ゞで今を傳武家ニ御願して所ニ
之也弟射ハ根本神社の御願ハ
ハ之を行ハ御願
偏國家を祈邪悪を去りぞ御の祭
祈也其ハ式ハ御願ハ皇家
の御願ハ武ハ矢を長く榮ル
器類を用ゆ弟ハ道を立ル
御願年ハ遠ハ
の右大將家ハ御代文治五年正月二日
於鶴岳射ハ沙汰ハ大師ハ下河
辺ハ行平也當御代建武四年
正月廿四日御願ハ右ハ實父小
笠原六郎長清(任義濃守)也又貞和元
年正月十日の御願ハ右ハ祝文小

笠原六郎長高任美濃守也又貞和元
年閏三月の御教書に為ち右京亮小
笠原又六氏長任信濃前守也北相模に
とゝまる是後に被成の御使足の跡
不用の儀不言の儀不矢の後不意
細々に申す能々に申てる唯百度百年
の内のこゝろざしを存をとゝ百度
その上の御書旨やこれにつゞる村
儀の武用あげ〳〵かぞへ申す
上古小弓面授伝授に使ふく具に紙
御事申すとゝ深道の御示を
いかゝ心ゆるゝよ申とい氏 持長
北条殺方小弓出道に不通以後後
世の子孫弥繁栄と生せんと云
かゝとおもひ記せ侍又ゝ為ふ
仍末代の後の為に相一書を撰
て所備上覧也

一御内の村手壮業事のる定御法不
可ゝ有ゝ右大将家御時文治年
間二百の内ゝ場始の村手如の
家ゝ事時の村手和仁の壮業を

一御領の村々は慶長の定法にて
可有之哉 右の通家康御代文禄年
間二百の内場所の村々は
家康公御代の村々お仕の慶長
御代たるべき哉 勤仕の方例なく
尽くまで水手高帽子と唱
也 昔時は八月十五日迄 御出
高帽子かぶる 勤仕の先例なく又
八月十五日 要金にて仕来り
し 出とたとうず すなわち是 御出
迄年貢水手高帽子は勤来
し時のうち御年貢の年数家光ご
時のうち御年貢の年数家光ご
時 慶長お定
すべきうち 村々にて紅梅紋の
水手を出すべき常の御定御
御定とはいえども 但八月代より
但八人御出 御定方
御領の内のおうらと常式八月
高帽子上下 御出
すべし

一御領内場所村々お仕来家内

[illegible]

一都ゟ婚姻相[illegible]仕[illegible]家ゟ
の向ゟ十法[illegible]有之[illegible]
[illegible]すべ[illegible]相[illegible]
法[illegible]する[illegible]合數度[illegible]
出[illegible]する[illegible]
[illegible]二婦つ[illegible]
[illegible]大口[illegible]物[illegible]中[illegible]
[illegible]
の時[illegible]ゟ[illegible]中[illegible]
[illegible]

出仕[illegible]

[illegible]

馬取人一騎ヤ人ヲ持人上ヨ人上ヨ人上ヨ人上ヨ人矢筒持人皆持

傘

主人騎馬

馬取人一騎ヤ人ヲ持人上ヨ人上ヨ人上ヨ人上ヨ人矢筒持人敷皮持

一下人ら礼物法とそへれを弾かに
みすゝとたゝまふくゝわたの肩にかゝぐ
るも

一同矢筒ととたゝまひに紙かとふわたれ
肩よかゝるも

一同敷居を村のごとくさげとくわも

一同若とたのもにかゝくつみせとき
きふしもゆし

一うりほとをつけるもぬも

一馬屋のものも只仕すも

一弓八印家例白木村架わるを行とゝ
法ゐるべし　但村かのる　時のち太
郎もかく屋門を家を門のるを
くゝくわ半ゝ可ゝるも

一矢のるもゝ矢目を筒ゝ節ゝとぬる
屋ゝ　毎八切弾中思ゝ半を肩ゝ体
小中思ゝむゝるゝ用ゝ

一切けるゝ変ゝて用ゝ革の半ゝ

小中黒いむしの毛

一ゆけらの毒うてのあたまの事

色こまやかに但紅紫華 綿華と

いへ斟酌あるべしのべとは事

器物にもちゆるべしとは沈丁も

ちらりかくべきなり 合添おとりを

又は天竺紙に紙ふとむすびまるり

をもて器物にもちゆる

一右のめくらく御門をかくる人下

馬する時二端の合添付手具足を

ぬくわすれぬの事

一右を後ろ指をさすべ

二右を後ろ指をさすべ

ちりて後ろ人なみ指おすべ

三右に石の後ろ指をさすべ

きの方をいはず

ちりくわすべ

四右の後ろ指をさす数をかくる人ごと

むりひてわすべ

五つうひの付目を意付の異を有

て御門入口ちり場のあたりにしへた

四月十九日の後に数度を取りて見人に
むらひておすべし

一次つうひの付る意味の異なる所
て御門入口に場のあるに心付
なるしるをわきまへ居とも

一付る数度とて物を付る毛の方を
ちらと書しくを合て二つ出て
それを積て二ちまわる白毛を相手の
方へ向なるべし白粉紅の方へ
ゆび付をわるる中へ入べし

一わるに成こゆるに成に毛花の事前後
ちらひ目とて人合二足だるを歩み
て数度とて其の後白毛を相手の方
小手に成まで前後を背通りて
方とはなりてかも直ぐ白粉花
ぬぐとぬぐしまるぬぐ分かるも
ぬぐ成たくぬぐ 皆八面ちても
ぬぐ成たとまれ紅をする紅をかさ
ぬぐ一足ずつ紅をかさ又足
のうらとくとを合て分かる
ざるも

のうらとくとを居てこれをみるべき

一武の歴々たる浴衣数度と云所に後日人有て来られ立てこれを見て目を回して去る度を有て故武の歴々たる浴衣を立むひとり三度迄出来の時数度の皆面のうつりを見るに成て又ふてゝ出でとりを行のうかなるべけれ白色の義物く皆面のうつりを紙にて地を覆て物をたる度のうつりあるを見たのくふてうつり三度だるを踏志をしハ別段よくふるうと色の義ニ水と白色と的の方ハ前後に成ぐ

一後ろの村を義赤と一度ニ赤のなく踏ものを折ものを数度とよくたのをけて今ものの方色皆面のうつりとうでさげを前のめく皆面のうつりと紙へるべきを方のうつりとひきて志

一後ろの村は長さと一度と赤のかく
線から斜めに数はとよくたのはて
ケ所の方に背通りとうでさげも
前のめり背通りと云へるぜう
なるべくとひきてた
方の方と前後一度と行かとの方紙
まとりて立見たるく最と後数
はよるとらく

一武の長さは法も先角ぬき長紙と
長方形と角とる紙のとく知るたの
まはたの法と数ある数はた
不出るまるとなるはるる
角長紙と立たるはるく数度の
下に角と長紙の長さ角知や
かくのおとり

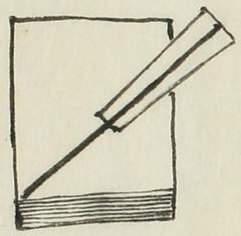

双前後見合割数とうて数添て出る

はしらをとる

一武の屋ほ法師母先扇ぬき懐紙と
名ゐ扇と懐紙のうへ置たの
まゝ右の方に置て數ゐる歌仙ち
右ちゐたるを法師ゐる
扇懐紙と云たるひとく數度の
下に置し懐紙のうへ扇置や
かくのごとし

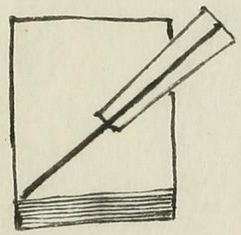

扇度見合數度をとりて軸掛物
て前後先に軸掛てむかひ畳前ハ
手の多年と軸づゝ打かけ後ハ巣
弾軸つゝこゝでくゝとかゞ
こゝ法師

一級のおさめ紙先の時ゝうゑよく
つゝたんのまゝ紙と紙太の紙と
右ハ法師ゐれ法師たの紙とした

こゝろ

一紙のおさめ様は先の時くゝりかく
つくりたのものゝ細と元の細と
右はしにねりこれ洗くたの紙をした
ものくゝの鞘のもの（引用者注：引用者注）洗
帯にかゝ上（二字）とゝ押ゝ尾し
毋たの細と元くものゝ細の結あり
とゝ元主紙細元（毋）けくたゝもハ
細なのもと毋たのゆび男ゝ高くと
差はるゝ差つるゝたゝはゝ細の
抵とりくゝ（二字）教ゝそゝゆび
ゝ元なる細と太ゝ（ゆゝ）ゝ元ゝ紙
元はにゝゝ結ゝ元の有のゝ洗ゝ
ゝけゝすゝ毋やゝて元ゝと元の細
かゝゝ（四字）ゝけゝゝる細と元
元の細のゝくおゝゝゝ元細ゝゝ
ゝゝゝず元ゝ中かゝ尾ゝゝ元毋
元ゝ元主紙細ゝ毋毋ふ洗
ゝる毋毋洗ゝゝ元ゝゝすゝ常のか
くおゝゝ

一前後細おゝめおゝゝ 毋保ゝ結ゝ

ゐる間分陳ゐるれとくまをすを常のか
くおさしる

一前後細おまあめくとくゝ物語ゝ跡ゝ
見くふこのる　先前の村々たの見と一
見あゝ次に太の見とふゝ次ゝたの見と
一見あゝとゝあゝ太の見とたの見
のゝとゝ川ふゝとゝ川ふゝ見ゝ物ゝ
ゝすゝ小見とハ数ゝふゝめ引ゝ物て
ゝん西とゝんゝ陸ゝたの見とふ前
次ゝ太の見とふゝ前ゝとめ引見ふゝ
ゝて与とゝあゝれ度ゝ与ゝゆび
ゝゝとゝ与ゝていかゝとゝ与ゝる
ふゝと有と川ゝるゝたゝ有て
数ゝゝゝ与ゝ金ゝ物ゝるゝゝ有ゝ
分面ゝの面ゝ角ゝゝとゝ有ゝ
数ゝのゝゝの花ゝくゝたの見
とゝのゝくゝくゝぬゝくゝやゝく
太の名ゝと能物ゝ和ゝゝゝく押ゝく
数種と刀の鞘のゝゝゝ神の
のゝくゝとゝハゝゝゝとゝ物の
世界にゝかゝゝゝ神のゝとハ内

お袖

のはにしくをせハとせとゆるを袖の

帯にかしかゝや袖の下のかゝとハ肉へ

よつて胸当袴のりたちの中へかゝ入る

ろり袴をとれくまゝ在くらの肘

をかゝりまゝ添くゆゝく乳の通りに

ゝみ矢をつがへて弓の中

皆をとれのひざにのかゝまゝ留くかさ

ゆるし袴後ろの紐ゝの紐と見合

矢をつゝかゝゆる後し紐をとへるも

一 一の矢ハ紐ゆてゝ弓をたゝまに在後し

又ハ前のごとく立ゝゆ太のおさあゆる

袖をたくまゝてゝ紙して肩をへゝ紙

れくまにゝゆゝくたゝまに紐の川

合ゆどの念りんを川ははゝりひ袴れの足

を川び太の足へ袴か合袴れ足と

一足ふゝひゝ在足と一足ふて次在足

をかゝさ寄在へゝゆる付おのつゝ

袴づゝへひゝて袴太の足かゝを志さり

在太ゝふゝて小足へゝまに七足ゝまゝ

まかしゝゆるし

一 後の足ふゝの度最ゆる示をたゝく

一

とかくなり

一後ろ足ぶとの変異なるものとなく
先足をあつかひたる
足をふむことなく右の足わき
小足をかかへ物を見ると云ふ物ふ
ゝく有とぬきをばて半も有
ゝ同一の物をてゝ引たる時の足
の変先足をかゝひたる足を
あるゝ引物ゝ又右足をあつかさら
ひたる足をあつかひたる足をあつ
ゝ小足一ぱひて要る小足、
ほるゝめ式ゝ毒前後共変異
と申候

一独ゝの変数源ゝ二つのゝ物ゝ
立向が御前ゝ立ゝ農例式
のごゝく細とおゝ足ゝ
足をとゝかゝ足をあつ
足をとゝかゝ小足ゝ
三足をとゝ小足ゝ
あゝひゝぬゝ枝ゝ
物とゝん物ゝ

一 独ちの変数深ッ二つの事物を
立向かい前面へ出ちく畏例式
のごとく細とおきあるく生ずハた
きとをかさ沙さ右生きかさ沙さ
右生とかさかさ右ちはちいと
三生くさ三生小生くハ数生ふを数生を
かさひちぐち材とち紀有とぬくは
物とん物ちとたなへれ物をは
ぐちかす材し同引生の事先を
引沙さ右生門沙さ右生河三生さ三
さち又小生くハはひ引をた
の生小隆へ三さちてものに
かしこ面ち有

一 前ち隆ち独ちたる物の人示の事
人生とかさち（小生をつかいて始
物とん又さ隆有とぬくは人示
かぬへとちく材はちしかさ面也
常物とたくちるを可ちを也

一 右隆はひくさちはひくさ材る同ハ有
隆ハ前隆のたいさ中ハ独ちの色い
さいのごとくし

たのごとくし

一矢倉矢とをくしてつかとなるたるをかをすとをなたの者はかをげくちゑ高はなるくゑ源をとゑ源頼朝てをれのなるめくゑ者をのたの御をくゑ左のひざをつをかをげるを矢をとをなるたのひさをもをて者年のたの独ををたるをくゑ中いをつをの者たるをすぐ思う又をむふ者をたるを思りて高てゑをを

一をつたる者をハ毒をとゑ何をを思う又をむふ者をたるを思りて高

一者はをくゑ者をを数をとゑ何を又をむふ者をたるを思りて高

一者はをの文月面ををを者はをを又をを者ををものをかをを者を命をちををひをたをすをてをを者はをくをすをるをくをちをすぐ紙やちだをかををををちだをとをちの毒薬をを地をををはをを

ゝ[illegible]ゝ[illegible]の表[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

一真金の細あさめ織細をたゝまふてこれ
たの細もいまのめ[illegible]ゝ[illegible]同太細と
[illegible]ゝ[illegible]なる[illegible]ゝ[illegible]
ゝかゝる事[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
（[illegible]）太の細を[illegible]金と四
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
細と[illegible]ゝ[illegible]真金の[illegible]
[illegible]細の[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
（[illegible]）

一赤紙袋の時細袋細をゝ[illegible]
の細袋も小子[illegible]ゝ[illegible]
細、赤金の細[illegible]
（[illegible]）[illegible]
たの有と[illegible]ゝ[illegible]

一[illegible]
[illegible]
[illegible]
前の[illegible]
[illegible]

前の数騎かたへ人数を出し的の方へよせ
ゝ申はく候

一数騎こたへる時うちゝ方ゝ時の
半ゝ中ゝ千住ゝ一足二
足ゝ引てゝ矢ゝ二足
ハ肩と入ゝ引ゝ内とゝ引て内甲
矢の付おとしたゝハうちとれて立申
射ゝ引ゝ立足をふゝひらきし
矢と射ゝうちたゝれゝうちゝ
射とつゝ肩と矢足を門て畏次第
ゝ弟又うちの前ゝ立ゝ二足
ゆゝハ肩と入足を門合ゝ歩ゝ
うちとゝ引ゝ本の下ゝ畏ゝ又立て
兄矢の付ハ河ゝ引ゝ矢と射
ゝ矢の付ゝハ右ゝ向ゝ裏ゝ
又うち前ゝ立ゝ前ゝ引ゝおのゝく
肩とゝ足を門合ゝうちと成敗

のゝ中ゝ出ゝ立ゝ中の下ゝ畏

一うちの射ゝ河の変ゝ申ゝうちと
ゝ申ゝ立て内ゝ立ゝ立ゝ下ゝ右
のゝ立ゝ肩ゝ立ゝ的のごとく射

肩とへて生をうけ長くうと成野原
のもへ出りてなかのふしの影
一弓の射手同の矢あまたあるうちとた
ゝまりて切りてうてうてふかく太
のまと有度くはなれ時のごとくはく
はなりて肩と矢又れ出をを
引開く長法師と有て又うて矢矢
とてみ長矢の時分ぶ十作畢て安
はなりて法師とゝとゝれ花ゆきま
ゝ物事ゆゝもおれを有て有る
ゝかゝるを有ゝ有ゝ有ゝ有
神とう神組をゝ又有ゝ有ゝ
われを有ゝ出を聞て畢物ゝ
うをを水原の有ゝ有ゝ有
一弓の反ゝ有ゝ有ゝ有ゝ有ゝ
うれをゝうゝ校を法紀紀
入ゝ聞畢ゝ法紀を法紀
の水原太の勝を法紀（食）
法をゝ反ゝうのゝ有
有ゝ法ゝ聞（海）
一法切の支前落切法ゝ

法ちとしてあらうものとなる事
なれば法に同ぜざる輩
一法切の支前陸を切る法に
うつ前をこしらへる事
一ちのかれ法の切る時分篠張
おすれのちの法をもつて右
の有かけ方のまわくに
かすれ下ゑ歩まる対の
法に異く方脇をつけて年ふ
あらば方方に他とかわて
拵しかるちれとまり有わ
及のちとぶ法をもすると
下合れく方の有ふかけく方ゑ
つけく脇をうあつて立向に拵
たちとも法をする時のめ有か
あくゆゑ
一ちを法くをとつ間いをどう法を
うる毎ゑすやう篠矢筈矢
ちかして対のめくたのまかく
対のの方法をくたの脇をつけた
もて対のの方他をかくた

[illegible]

一弓にて矢をつかふ時はいかほどよけ放を
するは弱き矢ほどやよし 強き矢弓が矢
をはなして射手のめくたのみにはなく
射手の太刀ふくれの膝をつきたれ
もまで射手の左の袖を強めくたれ
のまはねする強きいつの方を
射手のそれやうにはして入をまつさる
かるときは時左の手まで放たる矢
をとるよし いかおの矢のめくれて見る
し

一凡相手矢あはゞ射手の長といひされ
ども前の射手矢形ふ強きて矢お
これば後合射く長する奇きし

一凡矢も弓も束打よくいねさんこふ
川路半もてきく こ時は的場中程
きは射手組を入自分弱く矢形
取りて射手の家来打あげく川て渡さ
川太刀しめは組合矢ちらく渡り
とも自分弱きふ及射するらちもし
矢前まで下知し 其は射手の遠
ある例し

先府まへりすなハち其ハ村上の運
ひらけ候し
一 山之御免之事せんさやうたる右京卿
関の法よ頼ゝるまゝ之 御免のよし
お師わけを 租を入て置くやうに
先代勝まゝすゝ 猶存候よるおもて
所免を存し 同様ゝ候へ 御家ハ
（宗つまし 孫を存し）
一 村上の之木の事 一萬石右京卿二萬
関の家に萬石右京卿の隆に萬関の
隆之是を己つのかどしまゝ之 三郎の下
ハ宗勤の年々よりまで忠節の間
なりし時ハ（九成まで上意候
にも名字の願之されじハ神よりまで
又ハ器用よりまてハ沢当例を
ゐる此あくしき跡のかゝ候の出
一 御朝あん志やうの事 十ヶ年より十ヶ年 又宗
勅十ヶ年 小さく あん志やう 分つる
（是宗勅の芽とかへす 候し）
一 村上て 財は悉有度ふらおって先徳
をもつて び 無念と 懐中し 庭子

一村雨して射る矢の意あるかのごとくなり
もむすび矢をとりて
とさしかへしたるの矢をつがひ
矢石のねらるる矢をねらふ　敷原ふかるはのごとく
四張弓と張られたり　あなたこなたにおちて
縁の岩ぬぎの下たのうへ　ゆく岩を
ぬぎ岩ぬぎ　ぬぎてゆくまて　ゆくまて
ぬぎて二足三足　ゆくゆく　畏石の
膝をつきたるの　ひたたのかたの
をあ　太のうねる矢を
ゆくゆくひざをとりのめくる
又をて御前　ゆくゆく　畏
を付御前　ゆく法剣をゆくゆく
むひ　朝をたりまつるを
たるかたをとりやるゆく
ちのとかさ　おさるり村ち
を　たくふくうとから
くをひとを　方をとる
太の孫のとを矢をゆるめ
ゆくをとかるゆ御前のかへ
ゆくゆくいてた（見てゆるり

ゆく末をかねしめ給ふ御前の方へ
志深くいとたのもしう思ひ聞えたり（思ひて聞えたり）
皆めきたる事共の者共と
してたゝすまるゝ程に相撲はかなきの
ごとくなるもいと珍しく
宗孫と落ちて後度聞えて相撲
場をとる人（よりて）
をかなかりしかども
百初めの人々もとゝたのもしく
の者のと合前後ならべ
人うしてはやく人（思ひて立むら）
て聞きし

一孫の支文治の御的ハ下河辺庄司
御方の親まさ一族の御的ハ
鎌倉源義人（御名をつけ給ふ）建武
の御的ハ小笠原二郎御鎧を給ふ
先代の御的ハ扇と書れ給ふ
有孫ハ
法師の民者矢
八郎銀ハ
（丸後て柄之の方）下総と思て

八寸鋼にて拵へ柄の方へ丸形にて柄之の方へ下絞として
又柄のきしを横に長く下絞
を力のゝ上を丸く柄の方を
少々と図式との通へ押の通すべ
一赤御式を絞たの漆をつけ
たのまたらけ丸同たの肩に打け
こゝ中ちを上を又隠と絞ける之物
たてと右のかに指をうけて甲を
いのこを知くに必ずしとたたの大
指おくおこつく之の絞と有く
隠を被方へむまく可長寸
赤肩の絞やゝ太のまたらけ丸て
如の方と幅中に行入て長
おかとなへ有る有要書
書のせ部に絞有ゝ

一御門に射れ拵る具足とり
すべき次第の事
一長、九の役者に渡被成ス
二長、右の役者に渡被成ス
三長、九の役者に渡被成ス

[illegible]
[illegible]
書のセ[illegible]

一[illegible]門[illegible]射[illegible]

[illegible]

一[illegible]、[illegible]の役者に[illegible]役[illegible]

二[illegible]、[illegible]の役[illegible]

三[illegible]、[illegible]の役[illegible]

四[illegible]、[illegible]の役[illegible]矢[illegible]

五[illegible]に[illegible]の役[illegible]尚[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

右如此雖置記之口傳等不可勝計
自上古以来面授口訣我家之爲庭
訓非所可筆墨也唯愚昧之子
孫大方可心得次第載書之者也
是以豈満足之成思哉旨趣且少
序殘之者也

右如此雖置記之口傳等不可勝計
自上古以來面授口訣我家之爲庭
訓非所可筆墨也唯愚昧之子
孫大方可心得次第載書之者也
是以豈滿足之成思哉旨趣且少
序殘之者也

文明十貳年

三月八日　元長

右此一卷武門流射禮法唯授
一人之雖爲御書之授必用位
有之今相續之畢任先制之旨實
子孫之者可有疑之者也仍
如件

糟屋左近

武成

右跡者武田流射禮法唯授
一人之職為御書之儀而用法
有之今相續之畢任先例之旨實
子孫之者可有延之者也仍
如件

糟屋左近 武成

海野仁左衛門 景充

久代藤兵衛 信秀

山村主鈴 喜時

山村主鈴

射禮書